

Weekly Report

第 743 号

令和 6 年 4 月 15 日

中小企業向け賃上げ促進税制の拡充

今年度税制改正で「賃上げ促進税制」が拡充され、中小企業向け制度は繰越控除措置の創設などが行われました（本年4月以後開始事業年度から適用）。

◆上乗せ措置を新設し、最大45%の税額控除

中小企業向け賃上げ促進税制（資本金1億円以下の中小企業者等が対象）は、全ての国内雇用者に対する給与等支給額を前年度比1.5%以上増加させた場合に増加額の15%を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除でき、前年度比2.5%以上増加させた場合は30%の税額控除となります。

改正により、教育訓練費に係る上乗せ措置の要件が緩和され、教育訓練費を前年度比5%以上増加させた場合は控除率を10%上乗せします。

さらに、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対する「くるみん」認定や、女性活躍支援に取り組む企業の「えるぼし」認定を受けている場合に、控除率を5%上乗せする措置が新設されました。

◆控除しきれない金額は5年間繰越しが可能に

上記により、最大で給与等支給増加額の45%を税額控除できるようになります（控除額は当期の法人税額又は所得税額の20%が上限）。

また、繰越控除措置が創設され、本制度の適用要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額を最長5年間繰越すことが可能になりました。これにより、赤字で法人税額が0円の場合や、控除額が控除上限を超える場合などに未控除額を翌年度以降に繰越すことができます。

なお、繰越税額控除を適用する事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加していることが必要となります。

定額減税の対象となる扶養親族の判定時期

納税者と扶養親族（配偶者を含む）1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万円を控除する定額減税が実施されますが、定額控除の対象となる扶養親族の判定時期は、所得税と個人住民税で異なります。

令和6年分の所得税に係る扶養親族の判定時期は、令和6年12月31日（令和6年中に亡くなった場合はその時点）の現況によります。

一方で、令和6年度分の個人住民税に係る扶養親族の判定時期は、令和5年12月31日（令和5年中に亡くなった場合はその時点）の現況によるため、例えば、令和6年1月以後に出生した扶養親族は個人住民税の定額減税の対象になりません。

来月以降の国税納付書の事前送付について

国税庁はキャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組みの一環として、*e-Taxにより申告書を提出している法人、*e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望した個人、*納付書を使用しない手段（ダイレクト納付や振替納税など）により納付している法人・個人に対して、納付書の事前送付を本年5月以降の送付分から取りやめるとしています。

ただし、源泉所得税の納付書や消費税の中間申告書兼納付書については、引き続き送付予定です。